

## 令和4年度青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業及び漁業経営の多角化を促進するため、グリーン・ブルーツーリズム活動を実践する農業者若しくは漁業者又はそれらの者等で構成されるもの（以下「農漁業者等」という。）及び農漁業者等と連携してグリーン・ブルーツーリズム活動に取り組む地域団体、事業者及び教育機関（以下「関連事業者等」という。）に対して補助金を交付し、もって本市の農業及び漁業の振興並びに観光商品の開発に資することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農漁村交流条件整備事業 農漁業者等又は関連事業者等が連携して市内において新たに農漁村交流等の体験を実施することを目的として、農林漁業体験民宿業に係る旅館業法上の営業許可の要件を満たすための条件整備を実施する事業
- (2) 新たなメニューづくり事業 農漁業者等又は関連事業者等が農業若しくは漁業体験又は農水産物加工等の体験等新たなメニューづくりを実施する事業
- (3) 関連事業者連携事業 農漁業者等と関連事業者等が連携し、農業若しくは漁業体験又は農水産物加工等の体験の実施に当たり効果的な受入体制の整備を行う事業
- (4) 受入環境向上事業 農漁業者等又は関連事業者等が市内において実施する農業体験、漁業体験、農水産物加工等の体験等の更なる事業拡大又は体験者の利便性若しくは快適性の確保若しくは向上のための施設等の整備を行う事業

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、若しくは所在する農漁業者等又は関連事業者等とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費とし、補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で別表に定める額とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

### (交付の制限)

第5条 補助金は、その交付申請の際に農漁業者等又は関連事業者等が市税を滞納しているときは、交付しない。

### (取扱方法)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付

に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

項目	補助対象経費	補助金の額
農漁村交流条件整備事業 （令和3年度以前において、この補助対象事業と同様の事業に係る補助金を受けていない場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"><li>・手数料</li><li>・維持修繕費</li><li>・設備設置費（消防法等に基づくもの。）</li></ul>	補助対象経費の3分の2に相当する額と300,000円とを比していずれか低い額
<ul style="list-style-type: none"><li>・新たなメニューづくり事業（令和3年度以前において、この補助対象事業と同様の事業に係る補助金を受けていない場合に限る。）</li><li>・関連事業者連携事業（令和3年度以前において、この補助対象事業と同様の事業に係る補助金を受けていない場合に限る。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・備品購入費</li><li>・賄材料費</li><li>・消耗品費</li><li>・使用料及び貸借料</li><li>・委託料</li><li>・維持修繕費</li><li>・設備設置費</li><li>・謝金</li></ul>	
受入環境向上事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・備品購入費</li><li>・消耗品費</li><li>・使用料及び貸借料</li><li>・維持修繕費（機能維持を除く）</li><li>・設備設置費</li></ul>	補助対象経費の3分の1に相当する額と60,000円とを比していずれか低い額

備考

この表の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。